

会議録概要

- 1 **開催した会議の名称** 第1回小城市都市計画審議会
- 2 **開催日時** 平成20年7月17日(木) 午前10時00分から12時15分まで
- 3 **開催場所** 小城市芦刈保健福祉センター 研修室
- 4 **出席者** 宮地会長、野口委員、石橋委員、大平委員、岸川委員、下村委員、中島委員、永淵委員、田中委員(委員9名)

森永副市長、北島産業建設部長、森永まちづくり推進課長、池田まちづくり推進副課長、江頭まちづくり推進係長、田中主事、谷山主事(事務局7名)
- 5 **議 題**
 - (1) 開会
 - (2) 会長挨拶、副市長挨拶
 - (3) 配布資料の確認
 - (4) 委員の出席数
 - (5) 審議会の公開
 - (6) 審議 諮問事項 第1号議案 小城市都市計画マスタープラン
 - (7) その他 準都市計画区域の指定
 - (8) 閉会

午前10時00分開会
開会

会長あいさつ

副市長あいさつ

配布資料の確認

委員の出席数

事務局（森永課長）

委員の出席数でございますが、まず、2名の委員さんが代わられていますので、ご紹介したいと思います。議会のほうから選出されておりました合瀬議員さんの代わりに大平議員が入られています。北島農業委員会事務局長が田中事務局長に代わっております。よろしくお願ひします。

小城市都市計画審議会条例第7条第2項の規定に「審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。」となっておりますが、本日は10名の委員さんの内、9名が出席されておりますので、会議は成立するということとなります。

審議会の公開

事務局（森永課長）

5番目の審議会の公開ということですが、審議会の公開につきましては、原則公開するということになっております。また、「小城市情報公開条例」におきまして、個人情報が含まれるなど公開する事がふさわしくないものについては、公開しないことになっておりますが、本日の審議会につきましては、公開する事にふさわしくないものというのをございませんで、公開という方向で進ませていただきたいと思います。会長さんいかがでしょうか。

宮地会長

特に秘すべき事もないようですので、公開にしたいと思います。皆さんいかがでしょうか。

（異議なし）

事務局（森永課長）

それでは、今回の審議会は公開として、議事の概要、それから会議の資料等につきましては、市のホームページで一般公開することになります。本日、傍聴の申込み等はあっておりません。

それでは、副市長のほうより会長へ諮問書を手渡しします。

森永副市長

皆さまには、あらかじめ議案をお渡ししておりますが、諮問書について諮問したいと思います。小城市都市計画審議会会長様、小城市長江里口秀次、小城市都市計画マスタープランの策定について(諮問)

小城市都市計画審議会条例第2条第2号の規定により、小城市都市計画マスタープラン策定について、貴審議会の意見を求めます。どうぞ、よろしく申し上げます。

事務局（森永課長）

それでは、審議のほうに移りたいと思います。会長さん審議の進行につきましてよろしく申し上げます。

審議

宮地会長

それでは、ただいま正式に諮問をされたということで審議を進めたいと思います。今日の審議事項は、次第の中の「6．審議諮問事項」として「第1号議案小城市都市計画マスタープラン」という事であります。

本日の会議で調査審議を行い、問題なければ答申ということになりますが、継続で審議が必要な場合は、引き続き審議を行いますので、各委員のご意見をお願いしたいと思います。

それでは、第1号議案の審議を行います。事務局のほうから、「第1号議案小城市都市計画マスタープラン」について説明をお願いします。

事務局（田中主事）

事務局の田中です。よろしく申し上げます。座って説明をさせていただきます。

まず、「第1回小城市都市計画審議会議案」ということで表紙がありまして、次の頁に議案一覧表ということで、その次の頁までめくっていただいでよろしいでしょうか。

まず、第1号議案「小城市都市計画マスタープラン」ということで今回の議案の理由ということで都市計画法第18条の2に基づき「都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）」を定める必要があるため。根拠に関しましては、条文の方を下のほうに書いております。都市計画法第18条の2第1項（市町村の都市計画に関する基本的な方針）第18条の2市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想、いわゆる総合計画、並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるものとするというような条文がございますので、今回諮問という形でマスタープランを提出させていただいております。

続きまして、マスタープランの中身について説明に入らせていただきます。説明の方を参考資料1-1のA3の資料がございますので、こちらで概要を説明しながら、随時、本編の方も補足ということで説明をさせていただきますので、A3と本編のほうを準備していただくようお願いします。

まず、概要の序章の都市計画マスタープランとはということで、1から5頁のほうで説明をしています。策定の背景と目的ですが、さきほどの第18条の2に基づき定める必要があると。また、人口減少・少子超高齢化社会を迎え、集約型のまちづくりへのシフトが求められているという背景があります。そのような社会情勢をこちらで書いております。

今回、市民の意見を反映させながら、本市の実情に適した集約型のまちづくりの実現を目的にマスタープランを策定しております。市民の意見の反映の方法としては、アンケート、市民の委員さんや学識経験者で構成する策定検討委員会を昨年11月に設置させていただき、5回開催し、その意見を踏まえて策定しております。案という形で固まった段階で、パブリックコメントを市報・ホームページ、図書

館に閲覧を置かせていただき、23日の期間を設けて、1件提出がっております。

次に、2. 役割と位置づけのほうにですね。市の将来都市像やまち（都市）づくりの目標を明確にすると。あとは、市が定める都市計画の基本的な方針ですね。マスタープラン的な方針になると。個別の都市計画の相互調整を図る。協働のまちづくりの基盤を固める。こちらは、本編の2頁のほうを見ていただいでよろしいでしょうか。位置づけと図がございますが、小城市総合計画に基づいて、右側の都市計画区域マスタープランというものがございますが、こちらは、佐賀県が定めるマスタープランとなります。こちらのほうとも整合を図りながら、小城市都市計画マスタープランということで真ん中のピンクの部分を決めております。マスタープランの「まちづくりの目標」、「全体構想」、「実現化方策」を策定していきます。これが、市の都市計画の指針となっていきます。右側に市民意向反映等や関係部局との調整ということで庁内内部で市長、副市長、部長で構成するまちづくり推進本部ということで、都市計画マスタープランを随時、意見を聞きながら事務局のほうで案を作っております。

今後の予定となるのですが、このマスタープランが策定という形になってきますと、都市計画の決定・実施という具体的な手続きに移っていくこととなります。下の方にあるので、ひとつの方法として土地利用、都市施設が一番メインになってくると思いますが、マスタープランのまちづくりが合意形成されますと、まずは、区域ということで都市計画区域、準都市計画区域の見直し、場合によっては、用途という地域も検討していく必要があるかなど。もうひとつは、道路、公園といった都市施設もマスタープランに基づき具体的に決定をしていくと。決定し、その後整備という手続きになっていきます。次にA3のほうに戻りますが、構成と計画対象ということで、「目標」、「全体構想」、「計画の実現に向けて」、で構成され、計画対象は、小城市全域ということで計画を作っております。

次に目標年次はですね、概ね20年として平成37年、中間年次を総合計画の目標年次と合わせて平成28年で設定をしております。策定までのあゆみということで、先ほど申しましたマスタープラン策定検討委員会による5回の会議と庁内組織として市長をはじめ、副市長、部長で構成する推進本部、後は、担当課長で構成する都市計画検討部会及び土地利用検討部会による協議・調整を行ってきております。あとは、市民アンケート、パブリックコメントとなっております。

次に、第1章ということで、小城市の特性と課題ということで、6から29頁となっております。「(1) 位置・沿革」は割愛させていただきますが、「(2) 人口」ということで全体の人口としましては、平成7年から17年にかけて5.4%の増加ということですが、地区ごとによって差といえますが、三日月地区の増加が31.5%と著しく増えている反面、芦刈地区では10%減少。

次に、世帯数は、芦刈地区は横ばいで、他の3地区は増加と。特に三日月地区で増加している形になっております。本編の8ページを見ていただきますと、前回の基礎調査の報告会でも、お示しはしてありましたが、こちらに地区別の人口増減を載せております。いわゆる赤の暖色系が増加地区になっておりまして、青の寒色系が下がっている形です。先ほどの三日月地区であれば、203号線沿いで増えているとなっております。

次に、9頁のほうを見ていただいでよろしいでしょうか。もうひとつ、人口と高齢化の動向ということで、先ほどの少子高齢化社会を迎えるということで、小城市の場合がどうかということで、本編の9頁のほうを見ていただいでよろしいでしょうか。小城市の全体の高齢化率というのは、平成17年に20.9%と佐賀県平均と比較すると低いということで、比較的若い世代の多い都市であるといえますが、こちらでも地区別に見ると、非常に差が出ているということになります。平成17年、小城地区で21.9%、芦刈地区で26.3%となっており、特に芦刈地区は平成7年以降、県平均を大きく上回るスピードで高齢化が進んでいます。牛津・三日月地区は、県・市平均より高齢化率は低く、特に三日月地区の転入

は、若い世代が多いとデータでわかります。

本編の10頁を見ていただいでよろしいでしょうか。詳細地区別高齢化の状況ということで、こちらでも地区別に高齢化を見ていくと、小城市地区北部の中山間部や、小城市地区西部、牛津地区西部等において、赤、オレンジという色が高くなっています。もうひとつ、課題・特徴としまして市内唯一のDID（人口集中地区）で、国勢調査で一定の人口が集まっている区域を人口集中地区といいますが、小城市駅北のほうがですね、小城市の唯一の地区になりますが、青い縁取りをしています。こちらの市街地でも高齢化率が30%を超える地区が出てくるということで、市街地内でも高齢化が進んでいるとデータでわかります。11頁で地区別の人口密度ということで、先ほど説明しました小城市駅北の人口集中地区は、密度が高いということと、小城市では、牛津駅周辺の市街地でも密度が高くなっております。

その他の地区に関しましては、あまり変わらないとなっております。

次に産業に入っていきたいと思いますが、3次産業の割合が高く、65%となっております。本編の12頁となっておりますが、小城市・牛津・三日月地区で2次産業が高くなっていますが、芦刈地区では、1次産業の比率が次に高くなっております。

もうひとつの特徴としましては、就業比率（昼夜間人口比率）は81.3%で流出型の都市となっております。就業人口の全体では増加傾向にあると思います。次に産業の状況で事業者数の動向では、市全体では約10%の減少にあり、こちらの集積状況を見ていきますと、小城市地区の集積が最も高く34.6%、次に牛津地区の27.9%となっております。先ほどの人口密度を考慮して、JR小城市駅北の市街地、JR牛津駅周辺の市街地の集積状況を見ると小城市街地が22.0%、牛津市街地が9.5%の集積となっており、小城市街地の集積度が高いことがわかります。

業種別になりますと、全体では、卸売・小売・飲食店やサービス業がどの地区も多く、金融業やサービス業では小城市地区への集積が他地区に比べ高くなっています。

14頁の日常生活圏になりますが、自地区内での就業率が、50%を下回っています。佐賀市への流出が20%を超えており、佐賀市のベットタウン的な都市となります。ただ、小城市・三日月間で5%以上の流出・流入の関係があります。こちらは、基礎調査で概要は説明しておりますので、省略させていただきます。15頁になりますが、交通流動（地域間トリップ）ということで移動間のトリップになりますが、こちらも先ほどのデータと同じで佐賀市への移動が多いということになっていきます。あと、土地利用に関しましては、基礎調査でも大体概要は説明しておりますので、割愛をさせていただきますが、全体として、山林や農地なので自然的土地利用割合が80%を占めています。市街地は、JR小城市駅北、牛津駅周辺にまとまって形成されております。都市施設では、国道34号、203号、444号などの広域的な幹線道路があるということと、下水道は、小城市地区の市街地で未整備、あとは公園に関しまして、小城市公園をはじめ、各地区に運動公園などが整備されているというような状況となっております。

次に、市民意向に入っていきたいと思いますが、本編の25から27頁となりますが、こちらは昨年の9月に小城市民1,500人を対象に配布したところ、546名の回答がありまして、36.5%の回答率となっておりますが、そのうち、50歳以上が319名ということで過半数以上が50歳以上から回答をいただいたとなっております。

次に、現状の満足度及び今後の重要度ということで、現状の満足度は、「自宅周辺での緑の豊かさや日当たり、静かさ」が最も高く、最も低いものが、「働き場所の多さ」で働く場所がないということで低いとなっております。今後、重要なものは、「地震や火災・洪水などの災害に対する安心感」と「病院や保育所などの福祉・保健・医療施設の利用しやすさ」となっております。

また、住みよいまちにするために大切なものというのをアンケートの設問にいれておりますが、こち

らのほうで一番高かったのが、「子供や高齢者、障害者など誰もが安心して暮らせる環境」が望まれているとなっています。将来の小城市のイメージとなっておりますが、こちらは、「災害や公害などの危険が少ない安全なまち」「高齢者や障害者の方々が安心して暮らせるまち」が最も多いというかたちでアンケートの方は出てきております。

次に、3番のまちづくりの課題ということで、本編の28から29頁のほうになりますが、本編の28頁を見ていただいてもよろしいでしょうか。人口で主な問題は説明をしておりますが、今現時点では、都市計画区域外の三日月で大幅な人口の増、一方で、芦刈地区で減少をしている部分を課題としてあげています。あと、高齢化率は、市では、全体は県平均より低いものの、地区別の違いが大きく、高齢化が急速に進む芦刈地区をはじめ、小城・牛津地区においても高齢化が進んでおり、少子高齢化の進行に対応したまちづくりが必要となっております。

あと、雇用の拡大など市の発展に寄与する商工業の振興が求められているということで、本編の28頁の中ほどのほうで人口・世帯の推移及び将来推計という資料を載せております。こちらの将来推計の22年の推計値は、総合計画で用いた推計値を基本にしていますが、平成17年に47,080人がいましたが、コーホート変化率を用いたシミュレーションになりますが、過去が増加傾向でありましたので、平成22年、27年までは増加をしていくと、その後、27年をピークに小城市においても推計上は減少していくということで、平成32年に47,567人、平成37年に平成17年の数字に戻ってくるような数字になり、どうしても人口ピラミッド上ですね、団塊の世代の方々をはじめ、小城市内でも人数が多いですので、その方々が高齢化になられるという傾向がございます。

もうひとつ、この推計上でできますのが、65歳以上の老年人口を見た場合に、平成17年で20.6%となっていたものが、推計でいくと平成37年には27.9%ということで4人に1人以上の方がですね、高齢者になっていくというような社会が推計上見込まれるというような形になっております。下のほうは、主なグラフということで各年齢3区分の比率を出しております。一番左の年少人口が減って、老年人口が増えていくというような形になっております。

次は、29頁の土地利用上の課題というようなことで、先ほどの問題で都市計画区域外の三日月とかで市街化が進行しているということで、市全体の一体的かつ計画的な市街地の形成と産業活動における活力の維持・増進のために、都市計画区域の再編及び用途地域の指定を検討する必要があるのではないかと土地利用上の課題にあげております。

あと、JR小城駅北やJR牛津駅周辺など、多様な機能が集積する市街地の活性化が必要ということであげています。

次に、交通に関する課題で合併時から言われている南北道路の道路ネットワークの確立が必要と。今後、国道203号バイパス（佐賀唐津道路）や有明海沿岸道路などの広域幹線道路の整備促進と、これらを活かしたまちづくりが必要ということで課題にあげております。

あと、その他全般的なものとして「歴史・文化遺産の保全・活用」、「誰もが安心して暮らせる居住環境づくり」が求められています。こういった第1章の課題を踏まえて、第2章のまちづくりの目標というのを30から37頁に入れています。本編の30頁になりますが、前段の文章の中で、総合計画における基本理念および将来像・将来目標を踏まえながら、小城市の特徴である天山から有明海に至る広大な市域をひとつにつなげ、真に豊かな暮らしの実現を目指して以下のとおり設定すると本編にいれております。まず、基本理念につきましては、総合計画を踏まえるということで、4つのポイントを入れております。次に、将来都市像につきましても、薫風新都というのは総合計画を尊重して入れております。次にマスタープラン上で、どういったまちづくりをしていくかというポイントですね。サブタイトルの

な意味合いもありますが、都市計画マスタープラン策定検討委員会で議論をしていただいて、天山・有明海が小城市の特徴でもありますので、天山と有明海が織りなすということで、やま(天山)とうみ(有明海)が織りなすということで、くらし(生活)創造都市小城市ということで、委員さんのほうにおいては、小城市は、くらし・生活という部分は非常に重要なところと思うということで、そういう意味合いも含めて、こちらのくらし(生活)という言葉が使われています。

次に、まちづくりの基本方針ということで、大きく7つの方針を掲げています。まずは、「一体性のあるまちとしての骨格の形成」、次に「安全で健やかな暮らしを支える環境の整備」、「集約型の都市形成の推進」、「産業活動や地域の交流を支える交通体系の整備」、「地域の資源を活かしたまちの魅力の醸成と景観形成」、「恵まれた自然環境・田園環境の保全と活用」、「市民主体のまちづくりの推進」となっております。31頁を見ていただくと、各方針の説明を若干書いておりますので、主な部分のみ説明をさせていただきます。

まず、一体性のあるまちとしての骨格の形成ということで、合併したということで、都市としての一体性の形成をするための都市計画の枠組みを整備するとともに、「本市の顔」となる中心拠点づくりを推進します。あと一方で、中心拠点を補完するとともに、地域の特性や資源を活かした「地域の顔」や地域生活を支える拠点づくりを推進するとともに、各拠点を結ぶ骨格となる道路網の整備や公共交通ネットワークの形成を推進していくことを書いております。次に、安全で健やかな暮らしを支える環境の整備の中では、環境、暮らしという部分がありますので、下水道などの生活基盤の整備を推進していきますと書いております。あとは、安全・安心という部分も方針としてあげています。3つめに、集約型の都市形成の推進ということで、先ほどの推計で人口減少とか、少子超高齢化の到来に備え、既存ストックの活用と効率的な社会資本投資を可能とし、さらに環境負荷の小さいまちづくりを実現するため、都市機能集約型の都市構造の形成を推進します。

次に、交通体系の整備、地域の資源を活かしたまちの魅力の醸成と景観形成、恵まれた自然環境・田園環境の保全と活用、市民主体のまちづくりの推進となっております。

次に、33頁のほうは、参考となっておりますが、3月の検討会で、資料のほうでお渡ししておりますが、佐賀県が平成19年3月に人口減少・超高齢社会に対応した佐賀県に適した都市のあり方の基本方針という部分を出されておりましたので、この方針において、基本的な方向として「集約拠点・地域ネットワーク型の都市づくり」、「各拠点を支える地区の機能整備」、「公共交通ネットワーク」、「集約拠点づくりと大規模集客施設の適正立地」がうたわれています。イメージとしては、都市構造上の問題、課題を抱える都市(拡大・拡散型の都市)を集約拠点・地域ネットワーク型の都市に推進をしていきたいという方針になっています。

次に、将来目標人口ということで、34頁になりますが、こちらのほうは、中間年次の平成28年4万8千人は、総合計画と合わせています。あと、目標年次の37年に関しましては、先ほどの推計の流れに沿って、総合計画の政策的な部分にも沿って、若干、人は減っていくということで4万7,200人としています。

一方で、世帯数については、核家族とかですね、そういった進展があるので、世帯数に関しては、増えていくというような形にしています。1世帯当りの人数も減っていくということです。推計値を、こちら用いていますので、それを採用しています。

次に、4番の将来都市構造、そういった方針を受けて、大きな都市構造といった概念をどうしていくかという部分を、こちら4番にいらしております。一体の都市として発展していくために、天山から有明海に至る南北軸を中心にしながら、4つの拠点地区を設定しております。まずは、中心拠点ということ

で、JR小城駅周辺と小城庁舎周辺で、唯一のD I D地区でございますので、集積があるということで、本市の顔となる中心拠点と位置づけ、商業・業務機能の集積と強化を図っていく。

また、駅南などに住宅を誘導し、定住人口の確保を図りたいと。もうひとつ、地域拠点ということで、JR牛津駅周辺ということで、こちらも市街地が形成されているという特性を活かして、中心拠点を補完する市南部の拠点として、利便性の高い市街地の形成を図っていきますと。

もうひとつ、三日月拠点ということで、三日月地区の拠点として、文化施設や交流施設等の充実と市役所本庁舎の設置と併せて、生活利便施設の集積を図ります。次の35頁になりますが、芦刈拠点ということで芦刈地区の拠点として、生活利便施設の集積を図るとともに、有明海沿岸道路の整備等もふまえて、地区特性にふさわしい施設の立地誘導を推進していきます。

次に、産業拠点ということで、牛津工業団地の機能強化を図るということと、もうひとつ、明確に場所は決まっておりますが、工業団地適地選定調査などの選定地区によってですね、広域交通の利便性を活かした新たな産業・研究拠点の形成を図っていくということでマスタープランにいております。

骨格となる軸・結節点ということで、長崎自動車道、有明海沿岸道路、佐賀唐津道路を広域交流軸に位置づけています。

次に、地域交流軸として国道34号、203号、207号、444号、県道佐賀外環状線、県道江北芦刈線などの主要な幹線を地域交流軸に位置付け、機能強化を図ります。

次に、連携・ネットワーク軸ということで、中心拠点、地域拠点、三日月拠点、芦刈拠点を結ぶ幹線道路を連携・ネットワーク軸に位置付けています。交流結節点として(仮称)芦刈IC、(仮称)住ノ江IC、スマートインターチェンジとJR小城駅、JR牛津駅を交流結節点に位置付けています。

土地利用の特性としましては、市街地、農地・集落地、山地・丘陵地、拠点となる公園、自然保全ゾーン、水と緑のネットワークという形でわけております。

本編の37頁にさきほどの内容を、概念図的なものとして小城市の特性を活かしていくと、こういう形になるということです。

次に38から57頁はですね、第3章の全体構想となっておりますが、こちらは、第2章の方針を若干具体化した内容にもなっておりますので、一部重複した内容もございますので、ポイントだけ第3章も説明をさせていただきたいと思っております。A3の裏のほうを見ていただきますと土地利用・拠点地区形成の方針は、基本方針としましては、「都市機能集約及び拠点地区ネットワーク型のまちの形成」、「適正な土地利用の誘導による暮らしやすいまちの形成」、「豊かな田園環境・自然環境の保全と活用」ということで、もうひとつ、(1)土地利用類型と配置方針ということで商業・業務地ということで、さきほどのJR小城駅・牛津駅周辺と幹線道路にすでに張り付いている部分をですね、商業・業務地、もうひとつは、住宅・サービス施設等共存地ということで、学校とかあるものに関しては駅周辺、三日月拠点、芦刈拠点周辺を住宅・サービス施設等共存地に。あと、専用住宅地で現在、低層住宅地が並んでいるところは、住宅市街地と。先ほどの産業・研究施設に工業団地と適地調査に基づく場所をしていきたいと。あとは、優良農地に関しましては、農地・集落地共存地と。あと山地・丘陵地となっております。

拠点地区の方針も、先ほど説明した内容と同じとなっておりますが、本編の43頁になりますが、方針図というイメージ図を入れておりますが、平成18年に基礎調査を行い報告をしておりますが、現状と第2章の方針に基づいて、商業・業務地、住宅・サービス施設等共存地、住宅市街地などを位置付けたときに、概ねのエリアとしてこちらのほうに明記しております。

次に、2の交通体系の整備方針に、44から47頁になりますが、こちらも基本方針は、「本市の一体性を強化する交通ネットワークの構築」、次に、「都市活動を支え都市間連携を強化する交通体系の確

立」、「公共交通等の利便性の向上と利用促進」、次に、道路整備の方針として、広域幹線として有明海沿岸道路及び佐賀唐津道路の整備促進、幹線道路として県道小城牛津線、牛津芦刈線、川上牛津線、江北芦刈線等の整備推進、地域道路ということで都市計画道路の整備推進又は見直し検討、生活道路の整備を。(2)に公共交通施設の整備方針に鉄道ということで、駅の環境整備と交通結節機能強化を上げております。バス・タクシーについては、巡回バスやコミュニティタクシーの維持・充実、広域循環バスの導入、路線バスの利用促進と利便性向上を。(3)に歩行者系道路の整備方針で、歩行者や車椅子利用者が安心して通行できる安全な歩行者空間の整備を行っていききたいということにしています。詳細については、本編の44から46頁に文言を書いておりますが、47頁には整備方針図に主な分を掲載しております。

大きな項目として3.自然的環境の保全・整備の方針ということで48から51頁となりますが、基本方針が「自然環境の保全及び水と緑のネットワークの形成」、「田園環境の保全と市街地内緑化の推進」、「多様なレクリエーション空間の整備」で(1)自然的環境の保全・活用の方針で「山地の保全・活用」、「身近な緑の保全・活用」、「水辺空間の保全・活用」、「農地の保全・活用」、(2)公園・緑地の整備方針では、「地区の核となる公園の整備・活用」、「身近な公園等の整備・活用」、「地域地区等の活用」、「市街地内緑化の推進」のような内容を上げております。詳細は、本編のほうに書いておりますが、51頁のほうに自然的環境の保全・整備の方針の主な内容を書いております。

次に、都市環境・景観形成の方針の基本方針は、「協働による快適で環境負荷の少ないまちの形成」、「歴史を活かした落ち着きと風格のある街並みの形成」、「緑豊かでうるおいのあるまちの形成」、(1)都市環境形成の方針で「河川・水路等の水質の保全」、「環境負荷の少ない社会の構築」、(2)景観形成の方針で「歴史的資源を活かした景観の保全・形成」、「自然や田園等を活かした景観の保全・形成」、「公共空間における景観形成」をあげております。こちらは、本編の52から54頁にあります。

次に、5.安全・安心なまちづくりの方針ということで、55から57頁になっておりますので、基本方針が「災害が起こりにくい・災害に強いまちの形成」、「地域力による防災・防犯の推進」、「全ての人が安心して住み続けられるシステムの確立」で「(1)災害の発生抑制と災害に強いまちづくりの方針」、「(2)地域防災・防犯に関する方針」、「(3)安全・円滑な移動を可能にするまちづくりの方針」、「(4)その他安心して暮らし続けられるためのまちづくりの方針」を、55から57頁に掲載しております。

次に、「第4章都市計画マスタープランの実現に向けて」ということで58から67頁にありますが、まずは、協働によるまちづくりの推進ということで「(1)まちづくりの役割分担と相互支援」というようなことで、市の役割を公平な立場での取り組み、県及び関係機関との連携・調整、住民とのまちづくりの取り組みを上げております。次に、住民の役割ということで、地域のまちづくり活動への参加、都市計画制度の理解と活用、次に、企業等の役割ということで、地域産業・経済の高揚、地域のまちづくり活動への参加・協力です。次に、(2)の協働のまちづくり制度の活用ということで、都市計画法の改正の中で、地区計画や提案制度というものがございまして、こういった活用も検討していきながら、住民さんといっしょに都市計画を進めていくというような形になります。次に、3番の協働のまちづくりの推進ということで、まずは、積極的な情報提供と認識の共有ということで、市の方から積極的にまちづくりの計画や制度という、住民の理解・協力を得ることが必要不可欠ということで、情報提供をしていくと。そして、認識を共有していきましょうと。次に、まちづくりのリーダーということで、地域住民の意見調整とか、啓発、行政とのパイプ役を担っていただくリーダーの育成も進めていきたいと。

もうひとつが、まちづくりの活動につなげていければということで、情報提供や助言、専門家の派遣などの支援に取り組んでいきたいと思います。次に、実現化の方策ということで、61から67頁にありますが、まず、マスタープランをしていく中で、事業を進めていく中で、都市計画区域の一体化、都市計画制度を活用していく中で、区域を小城市全域にしてですね。あとは必要に応じて都市計画の決定を、マスタープランに基づく都市計画の決定、社会経済情勢の変化に応じた見直しによる変更、そういったものを進めていくこととなります。あとは、法に基づく規制・誘導制度というものもありますので、こういったものも検討しながら活用を考えていきたいと。後は、自主的なルールづくりで住民さんによるルールづくりの促進と支援も、まちづくりを考えていく上で考えていきたいと思います。あとは、住民と行政の協働による事業ということで、公園とか維持管理そういったものも住民の方々といっしょにできることをしていきたいと思います。3番に都市計画マスタープランの管理と継続的改善ということで、こちらの計画は20年という長い計画になっておりますので、計画の適切な管理をしながら、法の改正、社会経済情勢の変化や住民の意向を踏まえながら、適時見直しを行う必要があるとなっておりますので、計画を継続的に改善・育成していくということで中間年次の28年もございますので、そういった中で評価もしていく必要があるのかなと思っております。以上、概略で申し訳なかったのですが、全体の概要と本編の主要なところだけ、説明を終わらせていただきます。

宮地会長

ありがとうございました。先ほど、ご説明いただきましたけど、皆様のご意見を伺う前にですね、この資料についてご質問をうけたいと。ございませんか。もう少し、詳細に説明をお願いしたいとか。そういう事項がございましたらお願いします。

F委員

先ほど事務局から説明がございましたので、意見を、意見というよりも妥当かどうかということで、28頁、平成37年の目標時にこの表で見えていきますと、総人口46,978人と推計されていると、このマスタープランの中(34頁)では、47,200人とその数字の誤差はどういう説明がありますか。

事務局(田中主事)

こちらの設定の仕方というのがですね、まずは、総合計画に似たような形でしておりますが、総合計画は28年に48,000人、目標年次となっております。直近はないですが、推計人口で平成27年に47,731人と約300人ほど、総合計画でも推計値より増として目標値を設定しております。本来であれば、土地利用とか、住宅が張り付く見込みがあればそういった算定方法もあるかと思いますが、小城市において明確な用途とかないので、総合計画の時点においても政策的な目標を加味して300弱となっております。

F委員

そういった内容を抜きにしてね。

事務局(田中主事)

それを、総合計画と準じています。その流れで、目標値も設定しています。推計値が下がれば、目標

値も300を設定していますので、37年の分も約300を設定して47,200人という形で目標値を設定しています。

F委員

具体的にいいますとね。平成37年で47,200という想定をしているわけですよ。資料の28頁の中では、46,978人となっております。

事務局（田中主事）

この違いは、28頁が推計値ということで、単純にシミュレーションで出した数字です。34頁の目標人口というのが、目標ですのでシミュレーションより多目に、政策的な努力目標として増やしているということで、ここは、イコールということではなくて。

F委員

こっちが出したのはなにね。28頁のほう。

事務局（田中主事）

28頁の出し方は、過去のですね、住民基本台帳の平成17年と12年のですね、5歳階級ごとにですね、男女比率があると思うのですが、女性の出生比率とかを掛けた計算とかですね。

F委員

ある程度わかりました。47,200というのは、自然増とか社会増を含めた47,200なのか。そう理解してよいのか。

事務局（田中主事）

そうです。

F委員

そうであれば、46,978人もそうじゃないかな。

事務局（田中主事）

46,978人のほうが過去の状況も踏まえた分です。

F委員

私も都市計画に携わったことがあるけど、人口の捕らえ方によって、この計画は、どがんでん変わってくるわけですし、おそらく職員の皆さんもこの問題ひとつにとっても、あーでも、こーでもない議論があるわけですし、数字が一人歩きしますから。2、300人の違いやろーもんということですけども、基本的にはそこなんです。どっちかに併せたほうがいいじゃないかなと私は感じましたけど、そういったことであれば、過去の推計による想定というのが28頁で、47,200というのは、今後の社会情勢も含めたところでこうなっているということでしょう。

A委員

ちょっといいですか。私も、その問題をお尋ねしようかと思っていました。28頁は一定の計算方式により出した単純な計算、過去の実績からと理解していいですね。そしたらね、目標、F委員が言われるよう、政策的な目標を加味して47,200を出しましたということでしょ。そしたらね、せっかく政策努力をするならば、なんで市の条件である5万人を超えるような目標設定ができなかったのかなと。それだけ20年先の人口を設定するならば、小城市の、今後も変わらないとするならば、佐賀県の中央に位置するこのことはずっと変わらないわけですよ。そうすると、佐賀県の中央部に位置する小城市が人口5万人を越えるような、夢を与えるような政策的な努力目標を加味されていいじゃないかと。そういう配慮をされるのであれば、47,200に留められたのか、理由があるならば聞かせてほしいなど。

事務局（田中主事）

今後の社会情勢をどう見るかによると思います。策定検討委員会でも説明しましたが、20年後厳しい社会情勢が待っていると認識していると説明しております。当初は、横ばいという案もあってですね、48,000人という案もあったんですけど、団塊の世代の方々が人口ピラミッドの中で多くあって、少子化という部分もあり、人口の捉え方によって大きく変わってきますので、厳しい社会が20年後待っているというのを踏まえて人口を下げているという形です。そういったまちづくりをするために、集約型や高齢者に対応したまちづくりをしていく必要があるんじゃないかということで、基本方針とかには上がっています。難しいところであると思いますが。

I委員

人口問題研究所はどうされているか。

事務局（田中主事）

市町村レベルまで出ていないと思いますが、佐賀県レベルで下がっていくような推計になっています。

森永副市長

参考までにいいですか。今朝、そういう話をしていたのですが、国もそうなんですが、定住自立圏構想というのがあってですね。平たくいうと、小城と佐賀市と神埼市の中部広域圏の事務局的に開催されるのと、人口30万圏域、人ぐらい。5万人というのはひとつありますが、市としての政策をやっていくには、5万、10万となっていくわけですけど、5万を目標にもっていくには、この説明のなかで、総合計画の4万8千人を設定するときも。このまま、都市計画をしていくうえでクリアしていくことは、三日月・芦刈を都市計画区域でない状態に、現状ですね。5万まで上げる説明がなかなか、恒常的に上げることが難しいと。さっきありましたとおり、今後、都市計画区域を仮に全域できたとしても、その中に住宅区域というものを指定して、政策的に定住地域とかそこまでいけるのかということ、そこまで踏み込まないと、人口推計で右肩下がりの中で5万人というのは、我々としては、3千人単に加えればいいとは、議論としてはあると思います。5万人という目標を目指していくのは、現実のところで、そこまでいっきにあげていくのは、数値のそこは、説明書きが必要だと思いますので、28、34頁に注意書きとしてこれは、こういうことで目標とする数字ですと参考に入れたいと思います。

G委員

私は、この、今の人口問題はまったく問題ありません。というのは、人口は減っていくのが当たり前だと。しかしながら、まちづくりは、なにかというと、私は、豊かに暮らせる中で住むのが、まちづくりじゃないかと。私が、疑問に思うのがですね。なんで、都市計画なのか。小城市まちづくりマスタープランとかでいいと思うのですが、なぜ、都市計画なのか疑問が残ります。現在の小城市に住んでおられる方々の動向ですね。どう考えられておられるのかですね。私はですね、芦刈は人口が減っており、しかしですね、牛津とか、三日月に家を建てておられるわけですよ。なんで、近いところに建てられるのかといったらですね、家には田んぼがあってですね、親が、仏さんが、親の面倒ば、みらんばいかんけんですね、他県に出ていかんで、近隣に働きに行くのが現状です。そういう中で、19年度から始まった農政大改革、農地改革に勝るともいわれる農政改革をですね、理解しながら作ってあるのかなど。というのは、今まで小城市、小城地区にですよ、農家の中で、勤め人で働きながら、街のほうに家を作って、暮らす現状の中でですよ、今回の農政改革では、もう兼業農家はできないことになっているわけですよ、方向性としてですね。だから、5ヶ年を目途に集落営農の法人化とかなっているのですよね。だから、今までは、農協、役場とか勤めた人が、農業をしながらいいというのが今までの政策であったが、農業の兼業ができないとなったわけですよ。5ヶ年を目途に変わっていくわけですよ。そうした場合にですよ、小城市はどうなるのですか、農政の大改革、ここに農業委員会の局長が来ておられますが、国土利用法、一番権限の強い国土利用法は、農業委員会が所管していますが、国土利用法、現況を把握してですよ。小城市の住む人が将来的にいかに幸せに暮らせるか、住みやすい場所にするかがマスタープランじゃないかなと思います。あの一、海苔の共同化で申しますと有明沿岸に居られた方がですよ。共同体でおられます。構成メンバーの息子たちは、非常に後継者は少ないと思います。うちの奥さんの実家もですよ、あの佐賀に住んでおります。そういうことになっていけばですよ、将来、息子が勤めて漁業しなかったら、将来海岸に住む必要がないわけですよ。だから、小城市に居ってもですよ、農業という農政ということの基本に入れておかんとですよ、大きく変わってしまうとじゃなかなかなと、私は思います。ちょっと、いろいろ詳しく計画を立ててありますが、その農政の改革によって大きく変わっていくとする部分はですね、この計画では、まったく見えてこないから、私はちょっと思ったわけですよ。

宮地会長

私からも、資料の質問から意見が変わってきていますが、お伺いしたいと思います。

E委員

61頁ですね、実現に向けての中で、三日月及び芦刈地区は都市計画区域が指定されていないと。2つの都市計画区域の一体化や拡大と。これはまあ、都市計画、都市としての性質を持つということで計画をやるという前提だと思うわけですが、マスタープランで都市でなく、まちを、小城市のまちをどう作るかということ、暮らしやすいまちを作っていくということに、まず始めるべきでないかという意見じゃないかなと私も思います。まあ、あの一今までの現状分析は、序章から1章に書いてありますけど、それから、つい先ほど目標、方向性を出したりしていますけど、なんとなく、心がないなと感じるわけですよ。その主な理由は、人口とか、推移は書いてあります、でもね、人口の推移の主な要因の中にはですね、様々なものがあります。例えば、都市のあり方なんですよ。今、佐賀市が空洞化しているのは、なんでなのか。まちが空洞化しているのはなんでなのか。やっぱり、いま、小城町でも、小城

の中に東団地が出来ました。約500戸近く、ものすごく立派な家ですよ。すばらしいものが出来ているんですけど、あそこでも、今、不満が出ているわけですよ。というのは、駐車場がなく車を止める所がないというものであると。やはり環境というのは、難しいですね。開発をして入れたのが、本告、甘木で、どうしてかという駅に近いと。昔はよかったんですけど、今、車の時代になって、他の住宅地に移ったりされています。もう、住めなくなっているんですよ。車2、3台持っている人たちが、そういうことで、やはり環境というものを、希望している環境というものが、いろいろ、少し内容というのが違ってきているわけですよ。だから、まちづくりと、姿の要望というのが変わってきているのではないかと。昔は下水道は、なくてもよかったんですけど、今、下水道がないと生活できないと。スイッチ入るとお湯が沸くとか、そういう時代になってきているわけです。より快適な環境というのも配慮されている。そういうものを数字の中で並べておるのじゃないかと思いますが、もっとこういう都市づくりをしていくとかすれば、もっと人口は増えるかもしれません。行政の働きかけでね。そういうものがね、理想の都市づくり、永遠の中にあるまちだと思うんですよ。先ほどお話があったんですけども、湯布院のまちに行っただけでありますが、執行部から当時の町長さんから説明をうけましたけど、あそこの場合は、Uターンの人がまちづくりをやってくれたと。Uターンではないんです。九州から出て行って、故郷に帰る途中で寄ってね、このまちに住みたいと思ったもので、ここに住んだと。そういう人たちが集まって、まちをどうか活性化しようじゃないかということで、いろんな発想を持って、そこでまちづくりをしたところがまちの発展につながったというような話を、20年ほど前ですけど、聞いたことがあります。人口が増えるか、減るかは、次は、産業構造とか、事業があるか、ないかによって、やっぱり若い人が住めるかどうかなんです。そういうことが要因としてなってくるわけだから、単に、もう少しそういうところが、配慮がね、あるべきではないかと全体的に思います。以上です。

宮地会長

ただいま、G委員さん、E委員さん、農業を入れる気はないかということと、まちづくり活動の中に都計をかぶせてはどうかというようなご意見ですけど、検討委員会の中でこういうご意見は、出たんでしょうか。事務局お願いします。

森永副市長

あの、検討委員会もですけど、先ほど、今、まさにやっているのは、まちづくりの描く話をですね。それで、先ほど言われた農業の話です。小城市の土地利用計画の話が基本的にあります。そういう中で農業というのは、農業振興地域、小城市の農業の政策をやっていくというのは、土地利用もそういう政策でやっていく必要があると、そういうことがまず前提です。その中で、都市計画でやろうとしているのは、市のまちづくりを計画的にやっていこうと。先ほどE委員が言われたとおり特定の地域を言われました。道路も狭いと。あそこも都市計画、先にまちの大形成を作らないと先ほど言われました下水道、いろんな学校を作っていく、あるいは農業の区域をきちんとやっていくという社会コストが後ろから付いていくものですから、それを前に、まず全体として地域の皆さんのコンセンサスをいただいて、大きい大形成を作っていきたいと思いますというのがマスタープランなんです。まちづくりの総合計画なんです。だから、そのところは、三日月・芦刈は都市計画区域、そういうところがなかったというのは、それだけの事情があったと思います。だから、それが絶対いけないとかじゃなくて、そういうのをやっていかないと、今やっています下水道とか、最たるものなんですけど、後ろから追いかけていくという事業をやっていく中でですね。また、道路も見ていただいてわかるように市になって市道とか道路を作るとき

に開発した家があったり、道路を作るコストがやたらとかかるわけですよ。それをなんとか将来に向けて、計画的にまちづくりをやっていこうというための第1歩なんですよ。だから、地域の皆さんが都市計画、先ほどもあったように計画区域を指定するだけでやわらかくすることから、市街化区域、或いは佐賀市みたいに調整区域、農業振興をするための調整区域、用途区域の指定といろんな手法がありますが、まず、そのためのとっかかりのものになるものを、いわゆるまちづくりの計画を作りましょうというのが、今やっていることなんですよ。これに温かみと楽しみを入れるのは、これからなんですよ。今、現状を無視して、先ほどもありますように、小城市の人口を5万にしてはどうかという意見はですね、やはり議論はあると思いますし、今、住んでいる人で今のままで4万7千人でいいじゃないかという意見もあるかもしれません。いろんな意見があるとは思いますが、やっぱりこの地域に適した小城市全体のまちづくりについてスタートに着くということです。策定委員会でも、それぞれの例えば小城、三日月拠点、芦刈拠点、牛津の拠点、それぞれの特性があります。農業が中心であったり、商業が中心であったり、だから、そういった議論はあっておりますけど、議論を広げていくと、農業の課題からあるとは思いますが、まずは、まちづくりの総合計画といいますが、そういったものに特化して議論をやってきましたので、農業の問題とか課題がそこにあるというのは、認識しておりますけど、逆に都市計画区域に指定することをもって、農地が無計画にどんどん虫食い状態の中で、そうならないように、措置の手立てでもあると。

E 委員

わかっておりますけどね、例えば、三日月の私達が住んでいる地区の道路は、小城町の都市計画の中に入っているわけですよ。それは、私が小学生のころ合併する前に、合併の話が出て、当時の話ですね。ただ、反面ね。三日月の方は、ぜんぜん都市計画がない。だから開発がじゃんじゃんされている。反面、行政が入っていないので、業者の開発になっているわけですよ。だから、そういうのは困るわけですよ。そういうものは、都市計画なものは問題ないと思うわけですよ。道路を早よう整備せんばいかんとか、しかし、あまり整備すると、今例えば、住んでいるところとか、小城町の道路計画があるわけですよ。そこは、営業建物が建てられないわけですよ。建築するのも承認をもらって、当時私は、建物を建てるということで、県とかに行ったわけですよ。小城に聞いて、小城は今この計画を今すぐにやる計画の予定はないと。昔計画をたてたけど、できませんよと。ということで。国は、都市計画の廃止はだめだと、変更は可能だと、それを中止することはだめだと、ということでいじられなくなったわけですよ。そのような地域があります。なかなか難しいわけですよ。

森永副市長

だから、この中にもですよ。何ページかあれですけど、過去に計画を立てた区域についても、この機会に見直しをしましょうと。そういうものを見直ししましょうという文言を入れております。それで、先ほど言われた、非常に難しい、我々も10年後、30年後を目指して、やっぱり50年未満、過去に遡ってみると、あのときにこうしておけばというのは、そういうことになってくると。まあ、先ほど言われた部分、特にそういうことがあっている地域を、悪者にするわけじゃないですけど、開発があっている地域、下流域に対する問題とかあります。ただ、都市計画区域をまずは、網をかぶせて、少なくとも、そういう地域で開発されるときは、それに見合う、例えば調整地を作るとか、そういうためにも、社会のひとつのルールとして、まちづくりのルールとして、最小限のことを。あまりやっていくと個人の財産の、一方では制限することになるので、なんでもかんでもやればよいとは思いますが、最小限のこ

とは、これは地域の皆さんにこういう話をしていく必要があるとは思いますが。

E 委員

その地権者たちの同意がないとだめですよ。

森永副市長

委員さん言われるように、計画区域をしていくのは、一方で難しいと思います。

宮地会長

方針であるにご理解していただきたいと思いますけど。

A 委員

62頁に地域地区というのが、本市では現時点定められていません。ただ、私はですね、市自らが、土地利用計画を早く、問題はありますけど、障害もあると思いますけど、これをぜひですね、早くしてほしい。そうしないとですね、農業委員会の事務局長さんもいらっしゃいますけど、具体的な事例として農地転用を許可するか、しないか。これが一番影響すると思うんですよ。転用申請した人は全員してほしい。しかし、周辺の人は許可してほしいとかあるんですよ。そういうとき許可する立場は、法的に土地利用計画でびっちりしておれば、それが、ひとつが、こういうまちづくりなんですよ。それは難しいと思うんですけど、ぜひお願いしたいなと思います。一委員としてですね。それから、先ほどの件ですけど、その目標年度の人口ですね。人口が増えるか、減るかというのは、地域の勢いがあるか、ないかですよ。なぜ、人口にこだわるか。増える人口をたてなければいかんというのが、私の考え方です。そうした場合にですね、さきほど、政策的な配慮をして推計値で出た数値にプラスすると。ただ、200人ぐらいしか加味してないわけですよ。それが、小城市に対する成果なんです。小城市がむちゃくちゃな数字を出してもらったら、県も影響を与えるから、小城市もこれぐらいにとどめてくださいということで4万7200人であれば理解しますけど、小城市で、もし、政策配慮をされているならば、先ほどをいう5万人にしていただければなあと思います。

F 委員

私も加えてですけど、47,200という200人ほど政策的なものがあるとするならば、どういったところに200人入れるのですか。具体的なものでなくてもいいですから、なんで200人程度をいれたの。

事務局（田中主事）

概要で申し訳ないですけど、過去の土地利用状況とか、駅南の開発とかゾーンの的に出ていますが、概算の数字を計算しております。どうしても、増えるのと同時にですね、小城市の転出、自然減が出てくるので、A委員さんが言われる気持ちも、今までが右肩上がりというのが、社会的にあったんで、我々としても下げるといのは、議論としてあったんですが、どうしても増えると同時に、減るといのが、転出なり、自然減という形で今後増えていくと。その分で、佐賀県全体のパイが減っていく中で、ある一定の開発、もうひとつが1世帯当りの人数が、過去も減っているということで、世帯数自体は増やしているわけですが、開発があるからですね。そういう1世帯当りの人数が減っていくという中で単純に

1,000世帯増えても、3.29が2.78と、シミュレーション上ですが、1,000世帯増えても、1世帯当りの人数が減るというということで、思ったより伸びないというような形がでます。それで、総合計画の時点ですね。そういう議論をさせていただいてですね、今回も少し引用しているということになります。先ほど、総合計画の中で国が示す人口問題研究所の出した数字で日本全国厳しいという数字があったんですね。それを無視して、うちのほうも作れないということがあってですね。逆に、減っていくというのを想定して、まちづくりをどうしていくかというのがあってですね。また、そこもポイントだと思うんですよ。

F 委員

答えはでんよ。

宮地会長

総合計画は、目標人口を4万8千人ですね。

F 委員

私がいっているのは、首長がどういうまちづくりをするかですよ。

A 委員

自然動態は、少子化ですね。出生率は横ばいになってきたと。この地域は、大体、自然増は高い地域だと思うんですよ。先ほどから言うように、佐賀県の中央なので社会増が期待できるのではないかと。住むには、佐賀県の中で一番相応しい地域ではないかと。そうすると、よその地域から小城市に移ってくる人が、人口増が期待できるのではないかと。それを、こういう風に見込みましたからこの数字になりましたという説明がほしいなと思ひまして。

I 委員

なんで三日月の人口が増えたかということ、佐賀市が網かけて入れんやったけんですよ、安かけんですよ。ただ、佐賀市も合併して、まちづくりも変わってきますから、やはり、私も気持ち的には、5万というのは、気持ちのいい数字にはなるんですけど、なかなか厳しいんじゃないかなと。

E 委員

それと30万人都市の構想がね。

F 委員

意見としてはね。お互いに違った方向から見ればこういう数字になるんで妥当になるんだろうと。それぞれの考え方によって違うんだと思うけど、要は、じゃ、今後小城市をどうしようなまちづくりというスタイルにもっていく。ここでは、私は関連していいですか。都市機能集約という言葉が出ていますよ。私は、4町、中心拠点、地域拠点とか、芦刈、三日月拠点とか、それぞれの拠点とか、果たしてこれが、都市集約機能を持たせた都市計画のマスタープランになっていくのか。全体構想の方針に出ているわけですよ。小城町の中心拠点で、「本市の中心市街地は、本市の顔」とかいてある。いつも思うが、「商業・業務機能の集積と強化を図ります」と。中心拠点と位置付けると、本市の顔となる

中心拠点と位置付けると、商業・業務機能の集積という言葉が出ている以上に、本庁舎があそこに行くとか、郊外型のショッピングセンターがそこにはり付くとか、そういう条件が、備わらないのに商業機能の集積、業務機能の集積とかいうことが出てくるのかと。今の状態では、シャッター通りじゃないですか。これをなんとかしようと中心市街地活性化、中活法によってやろうとしているわけでしょう。なにも商業の集積じゃないです。住みやすい環境づくりということで、そこには寄り合い的な生活の場としてなにか利用したいと。商業・業務機能の集積という言葉を使っていいのかという問題もあるのでは。だから、私は思いました。小城市の顔となる中心拠点というのが、これ、元々作ったのはどこですか。

森永副市長

策定委員会です。

F 委員

策定委員会がこれを作ったのですか。

森永副市長

そうです。こういう議論をしてやっております。ただ、策定委員会の中で小城市の機能を持っていく中で、やはり中心となる場所が必要と。それは、人口集中地区をもって、商業・業務機能もなくなっておりますけど、歴史・文化とか小城市の中でも中心となる、まあ、へそというか、顔となるそういう場所というのは、1箇所必要でないかという議論の中で小城を中心にもってこようと。その中で、商業の集積とか、先ほど言われる大規模店舗を持ってくるというのはタイムリーな政策ではありませんので、既存の商業機能をさらに復活させていくためにも、それを端的にしているわけではないんですけど、中心市街地の活性化も交流人口を増やして、いろんな地域活性化をやっていきたいと思います。

F 委員

中活法と都市計画上の中心は、違うといっているわけですよ。

森永副市長

だから、都市計画をですね。小城市の都市の有り様として、小城町のところを中心拠点として位置付けてですね。ひとつの拠点は必要じゃないかとみなさんの議論の中で、かつ、4つの旧町の拠点を書いてありますように、歴史的な経緯もありますから、そういうところを活かしていこうと。芦刈も特性がありますからそういうところを、それぞれひとつの拠点としてやっていきますから、それはひとつの拠点、部分的なことをいっていますから、あの、小城市全体となると・・・。

F 委員

副市長よかですよ。であれば、中心拠点という言葉じゃなくて、それぞれ地域の名前があがっています。小城拠点でいいじゃないですか。

森永副市長

だから、そういう意見もありました。

F 委員

そこに抵抗があると言っているわけですよ。

森永副市長

策定検討委員会の委員さんの中にもそういう意見もありますし、小城市のなかにひとつ拠点となる中心が必要でないかという意見もある。

F 委員

「本市の顔となる中心」といっておられるわけでしょう。小城地区の拠点でいいじゃないですか。

森永副市長

小城市としての全体の中での姿を作っているわけですから、今やろうとしているのは、小城市の全体のですね。

F 委員

僕が言っているのはね。正直、都市機能を集積するという基本方針があるわけですよ。でも、それぞれの旧町単位に4つの拠点を設けてやっていくわけでしょう。わざわざ、小城町だけを中心拠点としているわけですから。抵抗があるというのは、そのことですよ。

森永副市長

小城市を外の皆さんから見ても、いろんな中心となるものをここにしていますよ。まあ、いろんな意見があります。けど、ひとつの小城市のひとつの姿を示すための中心拠点です。

宮地会長

中心拠点が必要でないかということですね。

森永副市長

それぞれ、特性のある拠点を作っていくということです。

F 委員

また、あとひとつですね。大きな問題ですけど、今後の都市計画区域の設定。現在、小城町と牛津町が都市計画区域に入っているわけですけど、三日月と芦刈については、今後、拡大を検討していくということですね。都市計画の区域を設定するということは、規制がかかるということは、今後、厳しい段階を踏まえて土地利用計画をやっていかないといかんと。これは、都市計画の、秩序ある都市計画をやっていくために、区域の設定をやっていくというわけですから、このところなんですよ。都市機能を集約させるということじゃなく、全体に都市機能をばらまくということにもなる気がするんですけど、全体を囲んでしまうということは、小城市全体を。例えば、住居地域を設定したと仮定すれば、規制がかかるわけですから、そして、その中で用途区域を設定していくと、土地利用計画を立てていくと、その中にそれだけ規制がかかるということは、都市計画そのものの全体にばらまくと、僕はそういう風に理解しているばってん。集約じゃないじゃないですか。

事務局（田中主事）

考え方としては、都市計画区域を全域に考え、都市施設をなるべく拠点に道路、公園とかですね、暮らしのしやすい拠点のところになるだけ重点的に配分して、もうひとつ、F委員が言われた拠点以外はどうなるんだということで、都市計画区域を全域にかぶせることによって、開発許可の手続き、建築確認の手続きがあり、情報が入ってくるということがひとつありますが、もうひとつ、都市計画区域の白地であれば、うちの特徴である農業振興地域の農用地区域というものがあります。この農用地区域に指定されている場合は、農振除外とか、優良農地であれば宅地開発ができないと、そこは農林サイドと調整をしながらですね、優良農地の区域は外さないとかですね、なるべく拠点型のほうをですね、農政局とか整備局と協議しながら、拠点型の土地利用を誘導しながら形成を実現化するためコントロールをしていかなければいけないと。そんな形ですね、うまく拠点のほうにですね、開発を誘導していくという方法が考えられるのではないかと。

F委員

私が言っているのは、あえて全体にかぶせるのか、ということを行っているわけですけど。

A委員

ちょっと、いいですか。今の意見とも関係しますけど、旧小城市、旧芦刈町にしてもですね。状況が変わるわけですよ。203号の高規格道路が通過する、芦刈町も通過すると、今までにない環境変化が来るわけで、変わるわけですよ。そうしたら、今のままの都市計画のあり方でいいのかと、そういう見方をすればですよ。私は今回、いろいろと議論をさせていただき、やっぱり小城市、旧町単位でなく、小城市という見方をすべきじゃないかと。そして、都市計画区域についても、事後でなく、計画先行する必要があるんじゃないかなと。私そういうことじゃないかなと。

G委員

そのための会議でしょ。小城市を将来的によくする会議じゃないですか。だから、現状で農政改革を知っているかということを行っているわけですよ。盛り込まれているかということですよ。将来構想を立てるときに、国の方策が変わったときは、これに盛り込んでいるかと。

森永副市長

あのですよ。一番、最初に言いましたとおり、小城市としてのまちづくりの総合的なものですので。

G委員

本当に、小城市をよくする考えとは思わないわけですよ。作らなきゃ、作ったじゃいかんと思うんですよ。

森永副市長

あのですよ、先も言うごと、これは、都市計画のマスタープラン、まちづくりの総合計画です。先ほど、F委員も言われている三日月、芦刈を都市計画区域に入れるか、入れないかはこれからの議論が必要かは地域の皆さんの判断もありますので、一方で。そういうことをやっていくために・・・。

G委員

私は、30頁の「やまとうみがおりなす くらしそぞう」のそぞうがいらんと思うばってんが、この方向でいきよっです。行政というのは、治山治水が基本じゃなかですか。治山治水、それから災害から守ると。そいが、基本と思うんです。私は、暮らしがよくなる方向でいけばですよ。暮らしやすかったら、人口はついてくると思うわけですよ。その方向で、だから、現状どうなのか。それをもっと把握してですよ、すべきじゃないかと。

森永副市長

先ほど言われた治山治水、そういうことをちゃんとやるためにも、都市計画区域で、行政側にも開発の情報が入ってこない、先ほど言いましたように、地域であったことが、その下流域にいろんな災害をおよぼしたり、いろんなことに対応できない。そういうことを少しでも減らすためにも、都市計画、まちづくりという最低のルールを決めていただきたいという思いです。だから、さっき言われた、例えば、芦刈、三日月の地域もそうですけど、一方で規制のかけようというのは、さっきもあったように用途地域にするとか、そういうこと、地域の皆さんに判断だと、そこまでいったんであれば。その前に牛津、小城の地域がやわらかな都市計画、これは最初の部分が指定されているわけですよ。どういうことかということ、建物の手続きがいくとか、少なくとも、そういうことだけでも、あとの地域もやっていかないと。先ほどもありましたように、いろんなものが出来ると。その地域に行政が後追いになるということ、こういうことをもって防ぎたいと。だから、その選択の最終的な部分は地域の皆さんにありますが。ただ、ありますけど、私達も小城市全体を作っていくためには、生活というものを、生活を創造していくための都市計画をしていきたいと。その生活は、皆さんの生活そのまんまで、そういうことをやっていかないと、計画の有り様はいろいろとありますよ。先ほどあったように線引きをするとか、それは、その段階でいろいろ議論をやっていただきたいと。

宮地会長

いわゆる、2頁の下のほうに書いてある、これを決定したあとに、いろいろ土地利用とか、都市施設をどうするのかとか、やっていくのだろうと思います。

森永副市長

だから、さっき言ったとおり、農業政策は都市計画をやっていくときは、農政企画とも協議ば、やらんばごとになります。だから、農業振興の問題、農用地区域の問題、そういうものも含めて具体的なものをつくっていかねばならないといけないんで。なんでもかんでも、都市づくりというわけにはいきませんので。

G委員

あの、僕が言っているのはね。農業振興をなさいとそんなことではなく。

森永副市長

農業振興もせんといかんですよ。

G委員

そんなことでなくて、農政が大きく変わったから、変わっていることは、わかって計画を策定しているかということ。

森永副市長

そういうときだからこそ、こういうことをしていけないといけないと。

G委員

農政の方針と違う方向やったら、この計画が無駄になるんじゃないですか。現在、はっきり将来構想を打ち出しているの、そういう方向で議論すべきでないかと。私はそう思うですよ。昔と違うと。

宮地会長

そういうのを加味されながらですよ、都市計画というのを今後作っていかんといかんと。

森永副市長

小城市の産業の基本は、農業です。農業基盤が実際の生活。基本は。そういう中での都市計画作りをやっていかんばいかんと。

F委員

副市長にお伺いしたいと思います。旧4町の拠点をそれぞれあげられて、こういう風にしていきますと、産業の工業団地の問題もあるわけですよ。保全の問題もわかっております。そういうことすべて加味しながら、地域の拠点、いわゆる都市機能を集約させていく拠点ということで、考え方としてはですね。であれば、それに該当しない地域・地区、その拠点に入った地区は、都市機能を集約させていくという考え方で、一方では、そうでない区域だけを設定したと。都市機能を持たない。たしかに、下水道については、たしかに出てくるかもわからんですけども、機能を強化させるような施設のものとか、そういうものを除いては、要するに地域間格差が、拠点になった地域とそうでない地域の格差が出てくるんでないかと。僕の質問わかりますか。もう一度言いましょうか。4つの地域があったと、これが拠点として都市機能を集約させたと、都市計画にいれていくよと。一方では、全体を都市計画区域に設定したと。ここの拠点のところは、牛津であれば駅南とか結構なんですよ。違うところは、なんもせんやっかいと。この集落とこの集落の地域間格差が出てくるんじゃないですかねと。

森永副市長

あの、私が間違っているかもしれませんが、旧町の役場を、歴史も含めて、村時代も含めて、地域の中心と学校が出来たりしてやっていると思うので、そういう4つの地域の今ある社会資本をいかに活用して都市機能として活用するの、というのが、新たに作るという、必要なものは作っていきますけど、端的に言えば、牛津町は牛津駅にすべて集約しているかというところではないと思いますよ。それぞれの集落に必要なものは、集落にしてきたと思いますけど、共通した社会資本は、ただ役所だったり、体育館を作ったり、いろんなもの作ったり、これは4地区ともしているわけですよ。だから、そういった社会資本を活用した集約型のまちづくりをしましょうと。

F 委員

問題は、都市機能を集約させるという基本方針がある以上はですよ。その地域に限定されるのではないかと。そういうことやろうもん、都市機能を集約させるということは。

事務局（江頭係長）

都市機能を集約させるということはですよ。佐賀市の合併のほうで計画を作られていますけど、佐賀市のような絶対的な中心拠点というのは、小城市には存在していないというのが、まずあってですね。特定の一箇所に都市機能を集めるという意味合いでなくて、合併前はそれぞれが独立した自治体ですね、ひとつの4町、小城市としてですね、それぞれ拠点がある。拠点が4つあるような都市構造になっているわけですね。それを一体に、ばらばらな状況なので、一体の都市としてどのように作っていくかというのがですね。まず、中心拠点は必要だろうと。ただ、中心拠点は必要なんですけど、佐賀市のような絶対的な中心拠点が小城市の場合はないですねと。じゃ、どうするのかというと各々の拠点がですよ、各々の役割分担、補完しあいながら、ひとつの都市として発展していきましょと。4つのネットワークでひとつの大きな都市として、将来発展するまちになっていきましょという考え方で、小城の中心拠点、一箇所に全てが都市機能を集約するという意味合いでなく、それぞれが特色ある拠点がありますよと、特色に応じた集積をやって、うまくネットワーク・連携をしながらひとつの都市としていきましょと。

F 委員

なんで、集約という言葉がどこからきとるとね。

事務局（江頭係長）

だから、その拠点、拠点到集約させていきましょと。

F 委員

それぞれに集約させるといっているわけでしょう。

事務局（江頭係長）

それぞれ、旧町の拠点到集約させていくということです。ただ、それはですね。新たに都市機能もあるでしょうけど、既存のですね、社会資本投資した部分を有効に活用しながら、集約させていきましょと。だから、集約拠点到以外のところはなにもしないかということそういうわけじゃなくてですね。それ以外は集落が周りに張り付いていますので、その部分については、別の手立てでコミュニティベースのまちづくりをやっていくことは必要があると思います。ただ、社会資本投資として、インフラがそこにあるものをうまく使っていきましょというような発想で、そこに集約していきましょと。

F 委員

集約という言葉が引かかるわけですよ。都市機能の集約はですよ、都市機能を集約させましょと。この地域に限定しているのではないかと。

事務局（江頭係長）

現時点ですよ。ある意味、各中心地に商業とか、医療とかですね、行政機能、そういうものが張り付いているわけですよ。すでに集約しているじゃないですか。今、現時点ですよ。それが、市街化が拡大していく中でその都市機能が外に拡散していく傾向があるのをですね、それを止めて、今まであるストックとかをうまく集約していくと、集約という言い方がどうあるというのはありますけど。

F 委員

あんまい、いいよつとがピンとこんぼ。やっぱり、集約という言葉は使わんばいかんとですか。どうも、一番最初から、拠点の地区形成の方針の中に都市機能を集約させていく。執行部が言っている都市機能の集約とは、4つの地域の分をそれぞれ4つのネットワークを結ぶという、これを拠点と言っているわけでしょう。

事務局（江頭係長）

ひとつの都市としてですね。

F 委員

私は、反対やもん。考え方が、受け止め方が違う。あえて、集約という言葉を使わんばいけないのか。

A 委員

委員さんがおっしゃるとおり、わからんわけじゃないけど、結局、おしゃっていることは、具体論で、都市計画審議会に提案された内容を都市計画審議会として、採用するか採用しないか。これはですよ、一応手順を経られて、最終的にはパブリックコメントまで取られて、マスタープランとして策定しましたと。今日は諮問されている意味がわからんばってんが、その都市計画審議会の委員さんもいろいろマスタープランにご意見があるならどうぞ出してください。このマスタープランそのものは、都市計画審議会として承認するかという会議じゃないでしょう。

宮地会長

諮問されている以上、答申しなければいかんとですよ。

I 委員

意見も含めて、どうあるかというのが私達の役目である。この計画の中身を見てどうか、この文章を見て、こう変えなさいという我々の意見であればそう言えばいいんです。

A 委員

それはできるのですか。

I 委員

意見として言うのはできるので。我々の意見であればですね。

森永副市長

集約という意味のところは説明せんばいかんと思います。先ほど言われるようなこともあると思いま

す。中心拠点というのは小城に全部集めるといいじゃないか。他のところやめればいいじゃないかと。しかし、うちは、4つそれぞれの特性、それぞれで生活・歴史を作ってきた。そういうものを活かしながら、そこにあるものはなるべくその社会資本を活用しながら、今集まっているわけですから、そういうのを活用していきましょうと。先ほど言われるように、例えば、牛津の駅のところに、ほとんどば作らんかいと、ちょっと都市づくりじゃありませんので、ただ、表現上問題があるとすれば、この言葉についてはですね、趣旨としてですね、こういうことに意味も含めてあるならば、こういうことも書いてくれという、我々は諮問ですから。

F 委員

集約という言葉がさ、だから気になるわけですよ。

森永副市長

我々がというより、皆さん方がどう思われるか。

宮地会長

いわゆる都市機能がそれぞれあったわけですよ。有効的に活用していこうというのが、集約の意味あいがあると思うわけですね。言葉の感じですけどもね。

G 委員

今あったことですけど、言ったことを我々が勘違いするわけですよ。それを説明せんばいかんじゃなくてですよ。説明せんでわかりやすく、はっきり表示をしていただかないと。そしたら、勘違いもないし、そういうことを言っているわけですよ。

F 委員

そうそう。

森永副市長

要するにですね、私達は諮問しました、これを全部作り直せといわれればですね、ちょっと。さっき言われましたように、そういうことにつきましては、文言を整理して委員さんへお送りしたうえで答申していただければと思います。

宮地会長

予定の時間もきておりますので、意見がなかなかまとまらないような気がしますが、今のところ一番問題になっているのは、都市機能の集約という言葉はどうするかと。

I 委員

都市機能の集約という言葉の表現の仕方そのものが、非常に使い方としてどうかなという問題があると思います。それでですね。例えば4頁の中に、2のまちづくりの基本方針の中に集約型の都市形成の中にあるわけですけど、そういうことがあれば、むしろ、各拠点拠点の特色を活かした都市の形成というような表現に変えてはどうかと。1頁の本市の実情に適した集約型のまちづくり、こういうことにも、

そういうものを活かすためにというような、拠点型の特性を活かしたというような文章に変えたらとそういう風に思うんですけど。

宮地会長

みなさんどう思いますか。

F 委員

集約という言葉にこだわるということであれば、変えてほしいんですけど。

森永副市長

係長、都市計画のさ、都市計画の有り様として、コンパクトシティという言葉はでるのか。今さっきあったような意見をさ、変えられないようなことなかりょうもん。

宮地会長

都市機能の集約というのは、なかなか難しいですよ。どういう解釈していいかというのは、ちょっと難しいと思います。既存の都市機能を活用していくとか、そういう表現になれば、やわらぐと思います。

事務局（江頭係長）

その辺は、事務局サイドで検討させてください。文言だけ修正をさせていただきたいと思います。集約型というのを使っているのはですね。平成18年に、まちづくり3法の改正があつてですね。要するにですね、コンパクトなまちを作っていくという方向性ですね、国が政策転換したわけですよ。その中で、国はコンパクトシティという文言は使っておりません。正式にはですね。その中で使っているのが、多機能集約型の都市構造という文言を使っております。多機能集約型都市構造と。多機能集約型都市構造をコンパクトシティという意味合いで使っていますので。そういうものも踏まえてですね、この中で検討をさせていただきます。

F 委員

小城市バージョンでやってください。

宮地会長

いろいろとご意見をお伺いしておりますけど、時間もやってまいりました。この辺でマスタープランについては、基本的には了解していいと、でどうでしょうか。

G 委員

もう1回やったほうがいいですよ。

宮地会長

継続審議ということですか。皆さん、継続審議にしたいというご意見ですけど、どうですか。

A 委員

どうしても変えなくてはいけないものはですよ、変えていただき、私としてはですよ、ずっとやってこられているわけですよ。一応、我々、都市計画審議会としては、ご意見を沿えて承認という形になる。最終的には会長さんになるんですけど。

宮地会長

私は、基本的にはこれでいいと思うんですけど。

I 委員

今日、答申するんですか。

宮地会長

それは、どうでもいいです。

事務局（田中主事）

やり方は、どうされるかということでもいいと思いますけど、手法としてはですね。もう1回審議会で確認して答申したいということであれば、修正案をお出ししますし、若しくは、文書を持って、通知して各委員さんから回答をいただいて会長さんにお伝えするとかやり方はいっぱいあると思います。

G 委員

やり方はあってもね。役にたたないようなプランは作らない方がいい。

宮地会長

そしたらですよ、もう1回ですよ、継続審議にして、もう1回集まりいただいて最終的に結論を出したいと思いますが、今日は継続審議ということで終わりたいと思いますが、いいですか。

A 委員

小城市のマスタープランはできていないよということですよ。

宮地会長

継続審議にしても時間がないわけです。来週か。その辺事務局は。

事務局（田中主事）

できれば、28日の週にお願いできればと思いますけど、7月いっぱいまでに。修正のポイントは、「集約」だと思いますので、その言葉だけ事務局で見直しして、対応して週末までには。

A 委員

委員さんの意見が対立してよ、やっぱり結論が出ないというならばですよ。F委員の表現を変えるのであればよろしいよということでもいいわけですよ。

G 委員

私も言ってます。農業の変革がわかっているかと。

F 委員

検討してくださいよ。

A 委員

会長が中に入ってさ、F 委員さんの意見を事務局とも整理していただいてですよ、それで許すということであればですよ。

F 委員

私は、この言葉の捉え方によって、私は、がん思っているよと言い方をしていますので、すべての人たちがあなた達の物事のように考えておらんと、わかりやすい言葉で表現せんばいかんと。

宮地会長

他の委員さんはどう思っていますか。ここで承認するという考え方と。継続したいという考え方もありますけど。できれば、ここで承認したいと思えますけど。

D 委員

私も特段大きな問題はないと思えますけど。誤解する表現は良くないのかなと。

宮地会長

では、継続審議しないということで、ここで、議案については、承認すると。

G 委員

そんなことをするから、変な計画ができる。意見言ってもなんもきかんじゃなかですか。農政問題を知っているか。知ってないやろうもん。

A 委員

G 委員、あなたの言っているのもさ、マスタープランの中にどういうおりこみが必要なのか、会長と事務局と調整していただいて、マスタープランそのものを承認していいじゃないですか。

G 委員

まちどこ関係のときにも、いろいろ議論にかたったことはあるわけですよ。

宮地会長

そういう意見も今後の分で加味してもらおうと。

A 委員

G 委員も、会長と事務局と調整して、こういう表現で入れようとマスタープランに。ある程度整理して継続審議しないと、1 からやり直しですよ。

宮地会長

そういうことで、この議案については、承認するというにしたいと思います。皆さん方のご意見については、私、事務局と共に打合せを行いたいと思います。そういうことでよろしくをお願いします。

F委員

こう変えましたというのを。

事務局（田中主事）

前後で変えましたというのを、お送りしたいと思います。まず、会長の方に相談をさせていただきます。その後、委員さんにお送りいたします。

その他説明・報告

宮地会長

それでは、会議を終わりたいと思います。

閉会